

第2次青森県犯罪被害者等 支援推進計画（案）

【令和8年度～令和12年度】

青 森 県

目 次

第1章 基本的な考え方

1 趣旨	1
2 位置付け	1
3 計画期間	1
4 基本方針	1
5 施策の柱	1
6 施策体系	2

第2章 犯罪被害者等の現状

1 青森県における事件・事故の状況	3
2 犯罪被害者等の置かれている状況	4

第3章 基本的施策

1 損害回復・経済的支援等	
(1) 犯罪被害者等の損害回復に関する施策	5
(2) 犯罪被害者等への経済的支援等に関する施策	5
2 精神的・身体的被害の回復・防止	
(1) 精神的・身体的被害からの回復に関する施策	8
(2) 更なる精神的被害（二次的被害）の防止に関する施策	8
(3) 再被害の防止等の安全確保に関する施策	9
3 刑事手続等への関与拡充	
(1) 捜査及び公判等の段階における関与等に関する施策	11
4 支援等のための体制整備	
(1) 各関係機関・団体における体制の充実に関する施策	12
(2) 関係機関・団体の連携及び支援等の情報提供に関する施策	14
(3) 民間の団体による活動への援助に関する施策	15
(4) 人材育成及び調査研究に関する施策	15
5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保	
(1) 学校をはじめとする教育活動の促進に関する施策	17
(2) 県民に向けた広報啓発に関する施策	17

第4章 推進体制

1 推進体制	19
2 連携・協力	19
3 進行管理	19

資料編

1 青森県犯罪被害者等支援条例	20
2 犯罪被害者等基本法	23

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

国では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）を制定し、第5条で、地方公共団体の責務として「地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定めています。

これを受け、県では、平成21年1月に「青森県犯罪被害者等支援に関する取組指針」を策定し、犯罪被害者等に対する支援施策を推進してきましたが、更に充実した支援を行うため、令和元年12月に「青森県犯罪被害者等支援条例」（令和元年12月青森県条例第25号。以下「条例」という。）を施行しました。

この条例は、犯罪被害者等支援について基本理念を定め、県や県民、事業者、民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めています。

「青森県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「推進計画」という。）は、この条例に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 位置付け

この推進計画は、条例第9条の規定に基づく計画であり、本県における犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方向性等を定めるものです。

3 計画期間

この推進計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや取り巻く環境等の変化、施策の進捗状況を踏まえて、必要に応じて見直すこととします。

4 基本方針

条例第3条の基本理念及び国の第5次犯罪被害者等基本計画を踏まえ、4つの基本方針を設定し、県民が安心して暮らすことができる社会の形成を目指します。

- (1) 犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- (2) 個々の事情に応じて施策が適切に行われるとともに、二次被害に十分配慮すること
- (3) 必要な支援等が途切れることなく行われること
- (4) 国、県、市町村、民間支援団体等が相互に連携・協力すること

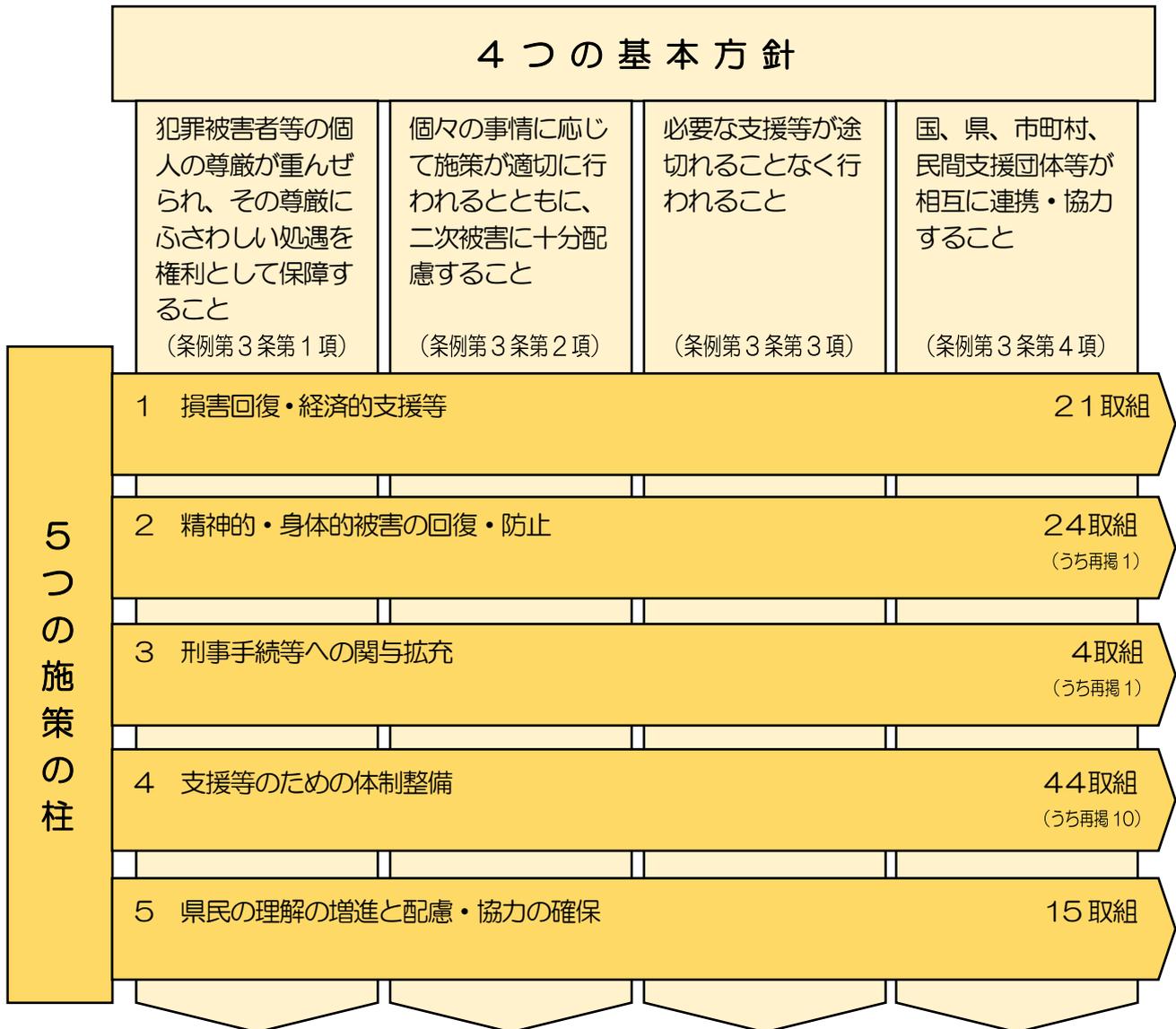
5 施策の柱

条例第2章の基本的施策及び国の第5次犯罪被害者等基本計画を踏まえ、5つの施策の柱を設定し、施策を総合的かつ計画的に推進します。

- (1) 損害回復・経済的支援等
- (2) 精神的・身体的被害の回復・防止
- (3) 刑事手続等への関与拡充
- (4) 支援等のための体制整備
- (5) 県民の理解の増進と配慮・協力の確保

6 施策体系

4つの基本方針に基づき、県民が安心して暮らすことができる社会の形成に向けて、5つの施策の柱に沿って各種取組を推進します。

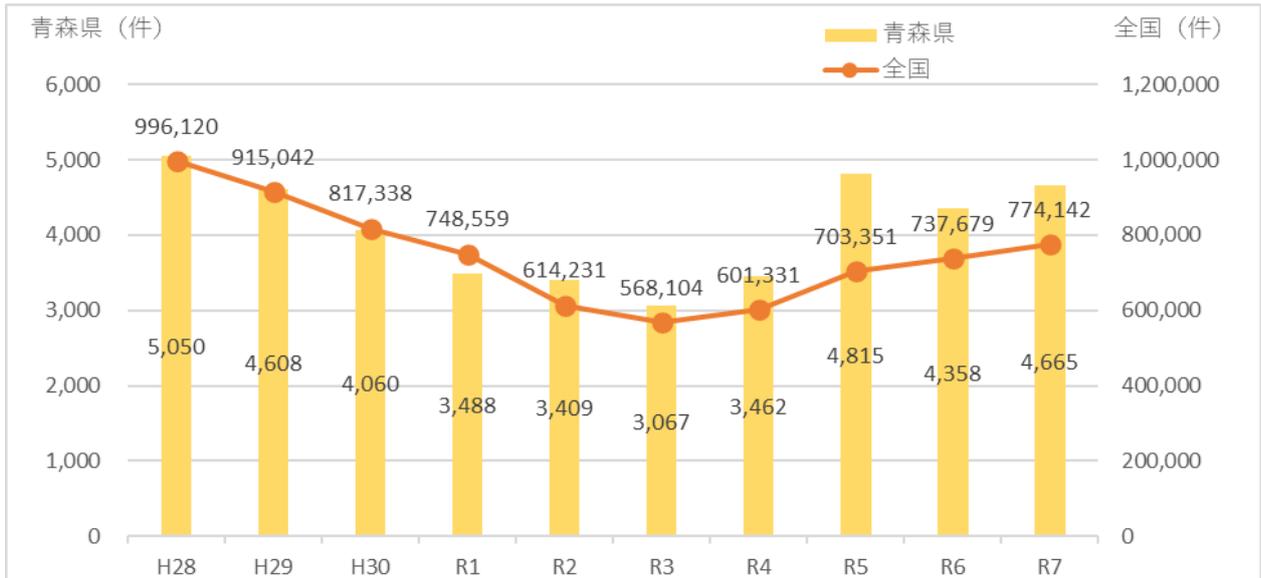


第2章 犯罪被害者等の現状

1 青森県における事件・事故の状況

(1) 刑法犯認知件数

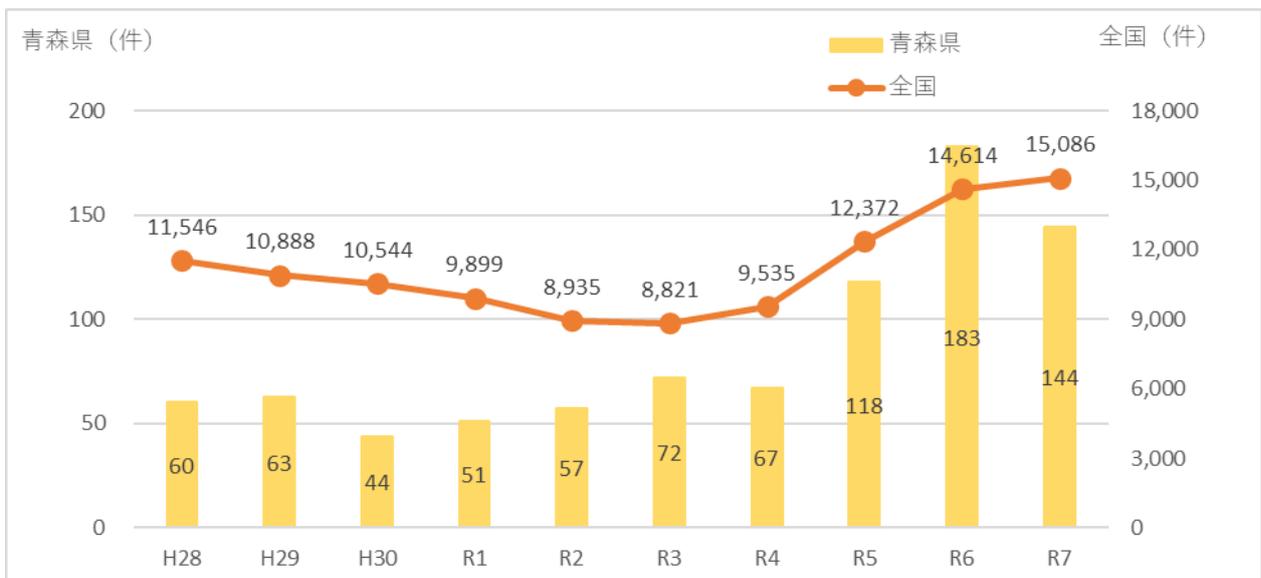
本県における令和7年の刑法犯認知件数は4,665件であり、平成15年から令和3年まで減少し続けていましたが、令和4年以降増加傾向にあります。



(県警察本部調べ)

(2) 重要犯罪認知件数

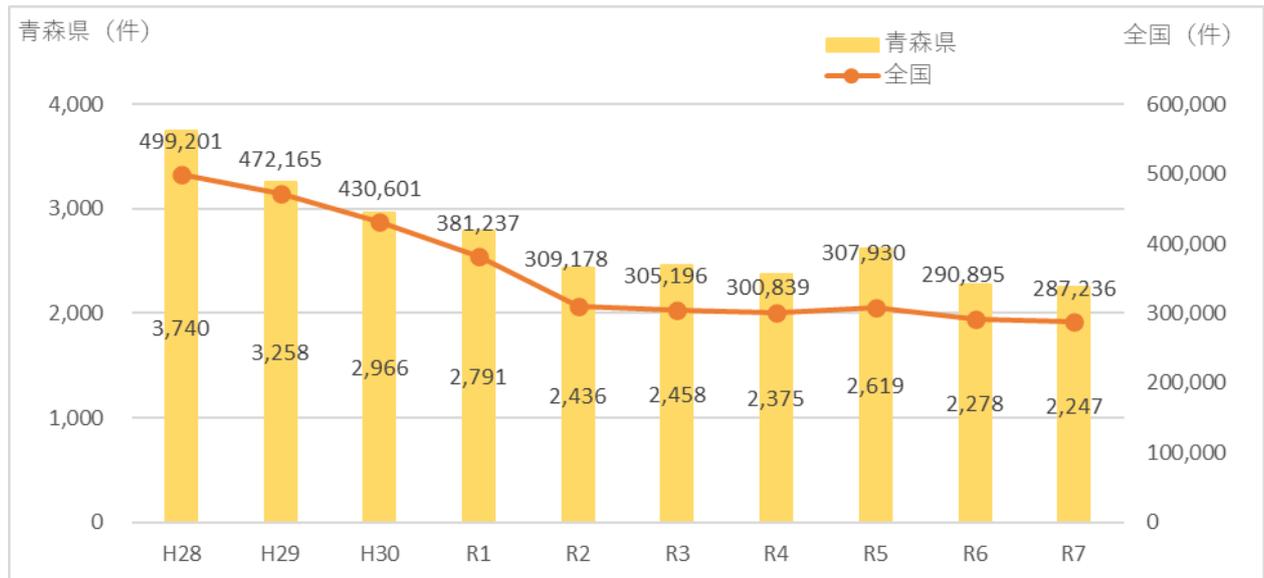
本県における令和7年の重要犯罪（殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買、不同意わいせつ）の認知件数は144件であり、令和5年以降増加傾向にあります。



(県警察本部調べ)

(3) 交通事故発生件数

本県における令和7年の交通事故発生件数は2,247件であり、令和5年以降減少しています。



(県警察本部調べ)

2 犯罪被害者等の置かれている状況

犯罪は、いつどこで身の回りに降りかかるか分からないため、犯罪被害者等は、ある日突然、身体、精神、経済に対する直接的な被害に直面することになります。また、周囲の人々の無関心や心ない対応、自宅が事件現場となったことに伴う転居、事業主の無理解による解雇等、いわゆる二次被害に苦しめられ、社会的に孤立してしまうことも少なくありません。

このような深刻な状態に置かれた犯罪被害者等が再び安心して暮らすことができるようになるためには、県民や事業者が犯罪被害者等の立場や状況をよく理解し、社会全体で犯罪被害者等に寄り添い、また、行政機関等が連携して犯罪被害者等の負担軽減と適切な支援の提供を行うことが必要となります。

第3章 基本的施策

1 損害回復・経済的支援等

(1) 犯罪被害者等の損害回復に関する施策

① 被害の早期回復・軽減に向けた支援 【交通・地域社会部】

犯罪被害者等に対して様々な経済的支援制度に関する情報を被害の状況に応じて整理し、総合的に提供するなど、被害の早期回復・軽減を図ります。

② 刑事手続や損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実 【警察本部】

犯罪被害者等が必要とする情報が得られるよう、刑事手続や損害賠償請求制度のほか、犯罪被害者等支援に関する各種制度、相談窓口等の情報が記載された冊子を犯罪被害者等の方々に提供します。

③ 被害金の振込先口座の凍結依頼の確実な実施【警察本部】

預金口座等への振込みを利用して行われる特殊詐欺等の犯罪行為の被害者に対して、被害回復分配金が適切に支払われるよう、金融機関に対し、預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うとともに、被害拡大防止のため、迅速な口座凍結依頼を実施します。

④ 暴力団犯罪による被害回復の支援 【警察本部】

暴力団等による犯罪の被害者に対する被害回復を促進するため、青森県暴力追放県民センターなどと連携して、犯罪被害の回復を支援します。

(2) 犯罪被害者等への経済的支援等に関する施策

① 高等職業訓練促進給付金等事業 【こども家庭部】

母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師等、経済的に効果的な資格を取得するため、法令の定めにより1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされている養成機関で修業する場合に、修学する全期間（上限3年間）について、毎月給付金を支給するとともに、入学金の負担を軽減するため、修了支援給付金を支給します。

② 自立支援教育訓練給付金事業 【こども家庭部】

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

③ ひとり親家庭等就業・自立支援事業 【こども家庭部】

ひとり親家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

④ 母子・父子自立支援プログラム策定事業 【こども家庭部】

福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークやひとり親家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

⑤ 個別労働紛争解決制度の周知 【こども家庭部】

労働関係に関する労働者と事業主との紛争を解決する個別労働紛争解決制度について、県民への周知を図ります。

- ⑥ **被害回復のための休暇制度の周知** 【こども家庭部】
犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度について、県内企業や労働者に対して周知を図ります。
- ⑦ **高校生等への修学支援** 【こども家庭部、教育庁】
家庭の経済状況にかかわらず、全ての意思ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、授業料に充てる高等学校等就学支援金の支給をはじめとする各種支援策を通じて、家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- ⑧ **犯罪被害者等への見舞金等給付事業** 【交通・地域社会部】
犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、犯罪行為により亡くなられた方のご遺族や、重傷病を負われた犯罪被害者の方に対して見舞金を給付するほか、犯罪行為により転居を余儀なくされた犯罪被害者等に対して転居費用助成金を給付します。（※令和8年度当初予算要求中）
- ⑨ **職業訓練** 【経済産業部】
公共職業能力開発施設において就労に直接関係した技術を身につけるための職業訓練コースなどを提供します。
- ⑩ **犯罪被害者等に対する県営住宅の優先入居** 【県土整備部】
犯罪被害者等の居住の安定を図り、その自立を支援するため、犯罪被害者等について、県営住宅の入居募集に応募した場合の当選率を優遇します。
- ⑪ **DV被害者に対する県営住宅への優先入居** 【県土整備部】
DV被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、DV被害者について、県営住宅の同居親族要件を緩和するとともに、入居募集に応募した場合の当選率を優遇します。
- ⑫ **犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅の情報提供等支援の実施** 【県土整備部】
民間賃貸住宅への入居について相談のあった犯罪被害者等に対して、青森県居住支援協議会からの不動産業者の紹介や、居住支援法人へのつなぎを行います。
- ⑬ **医療費等の負担軽減** 【警察本部】
事件捜査に必要とされる診断書や性犯罪被害者の緊急避妊の費用等を公費で支弁する制度を実施します。
- ⑭ **カウンセリングに関する費用の公費負担** 【警察本部】
犯罪被害者等が精神的な被害によって精神科等の医療機関においてカウンセリングを受けた場合の費用を公費で負担する制度を実施します。
- ⑮ **被害直後における居場所の確保** 【警察本部】
犯罪被害により自宅での居住が困難な場合等に一時的に避難するホテルの宿泊費を公費で負担する制度や自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を公費で支弁する制度を実施します。
- ⑯ **犯罪被害給付制度の運用** 【警察本部】
犯罪被害給付制度対象事案の犯罪被害者等に対する教示を徹底するとともに、給付金の支給に係る迅速な裁定や仮給付制度を活用することで、犯罪被害者等の経済的負担を軽減します。

⑰ 海外での犯罪被害者等に対する経済的支援 【警察本部】

国外犯罪被害弔慰金等支給制度対象事案の犯罪被害者等に対する教示を徹底するとともに、弔慰金等の支給に係る迅速な裁定を行うことで犯罪被害者等の経済的負担を軽減します。

2 精神的・身体的被害の回復・防止

(1) 精神的・身体的被害からの回復に関する施策

① 里親制度の充実 【こども家庭部】

児童相談所において、乳児院などの施設と里親との連携を図りつつ、施設入所している子どもの里親への委託を推進します。

② 性暴力被害者等に対するワンストップによる支援 【こども家庭部】

あおもり性暴力被害者支援センターでは、関係機関と連携強化を図り、性暴力被害に遭われた方をワンストップで受け止め、支援活動員が相談に対応するほか、被害者のニーズに応じた支援を行います。

③ 保健所における相談業務 【健康医療福祉部】

保健所において身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行います。

相談者が、保健所に電話をしたり、来所したりした場合に相談に乗ることはもちろんですが、相談内容や相談者の状況に応じて、必要な場合には、保健師が自宅に訪問をして相談に乗ることもできます。

また、特に大規模な災害や事件等におけるPTSD等の精神的な課題に関しては、初期の対応のみならず、中長期的な支援も行っており、医療機関や市町村と協力しながら継続的に、相談に乗ることができます。

また、被害者の方のみならず、被害者を支援する方の相談に応じることもできます。

④ 心のケアに関する相談への対応 【健康医療福祉部】

精神保健福祉センターや保健所において、精神保健福祉に関する相談に対応したり、支援等を行ったりします。

⑤ 高次脳機能障害者への支援体制の整備 【健康医療福祉部】

高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実を図るとともに、障害に関する研修等を行い、適切な支援が提供される体制を整備します。

⑥ 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実 【警察本部】

犯罪被害者等に対し、公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーによるカウンセリングを実施するとともに、精神科医療機関におけるカウンセリングの費用を公費で負担する制度の活用や公益社団法人あおもり被害者支援センターとの連携により、犯罪被害者等がそのニーズに応じた適切なカウンセリングを受けられるよう配慮します。

⑦ 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進 【警察本部】

被害少年に対して、少年補導職員等によるカウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援を実施します。

(2) 更なる精神的被害（二次的被害）の防止に関する施策

① 被害児童からの事情聴取における配慮 【こども家庭部、警察本部】

児童を被害者とする事案への対応において、被害児童の負担軽減等のため、事情聴取において、関係機関と連携し、被害児童に配慮した取組を推進します。

② **警察職員に対する研修の充実 【警察本部】**

犯罪被害者等支援に従事する職員に対し、様々な機会を活用して犯罪被害者等支援の意義や対応、関係機関との連携等についての研修を実施します。

③ **性犯罪被害者等からの相談への対応 【警察本部】**

性犯罪被害相談については、相談者が希望する性別の職員が対応するなど、適切な対応を推進します。

④ **再被害防止措置の推進 【警察本部】**

再被害防止対象者として指定した犯罪被害者等について、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携し、再被害防止措置を実施します。

⑤ **警察における犯罪被害者等のための施設整備等 【警察本部】**

事情聴取時における相談室や被害者支援用車両の活用を図るほか、犯罪被害者の心情に配慮した施設等の改善に努めます。

⑥ **犯罪被害者等に関する情報の保護 【警察本部】**

犯罪被害者等の氏名の発表に当たっては、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表となるよう配慮するとともに、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うように努めます。

⑦ **性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等 【警察本部】**

性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び実務能力の向上、事情聴取時における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会やあおもり性暴力被害者支援センターとの連携強化に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を強化します。

(3) **再被害の防止等の安全確保に関する施策**

① **児童相談所における一時保護 【こども家庭部】**

児童相談所は、被虐待児童の緊急保護、行動観察、短期入所指導を行うため、子どもの一時保護を実施します。

② **女性相談支援センターにおける一時保護 【こども家庭部】**

女性相談支援センターにおいて、配偶者からの暴力の被害に遭っている被害者の安全を確保するため、一時保護を実施するとともに、来所相談、電話相談、カウンセリング等の自立のための支援を行います。

③ **緊急時における安全の確保及び一時保護 【こども家庭部】**

配偶者暴力相談支援センターにおいて被害者や同伴者の緊急時における安全の確保と一時保護を行います。緊急時における安全の確保は、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間、適当な場所にかくまったり避難場所を提供したりするものです。また、一時保護は被害者本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行うものです。

④ **緊急母子一時保護 【こども家庭部】**

母子生活支援施設等において経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援します。

※所得の状況に応じて定める金額を負担していただくことになります。

⑤ 児童相談所における児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組 【こども家庭部】

児童相談所では、児童虐待通告を受理した場合、原則として48時間以内に子どもの安全確認を行います。また、市町村要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と情報共有・連携し対応します。

⑥ 学校における児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組 【教育庁】

学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合は、速やかに児童相談所等に通告します。

⑦ 犯罪被害者等に関する情報の保護 【警察本部】 <再掲：2(2)⑥>

犯罪被害者等の氏名の発表に当たっては、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表となるよう配慮するとともに、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うように努めます。

⑧ 地域警察官による被害者訪問・連絡活動 【警察本部】

犯罪被害者等の心情に十分配慮して、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者等からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を効果的に推進します。

⑨ 人身安全関連事案への対策 【警察本部】

ストーカー事案をはじめとする人身安全関連事案について、相談者やその関係者の心情に寄り添いつつ対応を行い、被害者等の安全の確保を最優先に、加害者の検挙等による加害行為の防止や被害者の保護措置等の組織による迅速・的確な対応を推進します。

⑩ 保護対策の推進 【警察本部】

暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれがある者を保護対象者として指定し、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなどの保護対策を推進します。

3 刑事手続等への関与拡充

(1) 捜査及び公判等の段階における関与等に関する施策

① 刑事手続や損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実 【警察本部】 <再掲：1(1)②>

犯罪被害者等が必要とする情報が得られるよう、刑事手続や損害賠償請求制度のほか、犯罪被害者等支援に関する各種制度、相談窓口等の情報が記載された冊子を犯罪被害者等の方々に提供します。

② 捜査に関する適切な情報提供等 【警察本部】

捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努めるとともに、犯罪被害者等の状況やニーズに応じて公益社団法人あおもり被害者支援センターをはじめとする関係機関・団体との連携を図ります。

③ 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進等 【警察本部】

適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故被害者の心情に配慮した取組を行い、交通事故被害者の負担軽減を図ります。

④ 司法解剖等に関する遺族への適切な説明等 【警察本部】

検視及び司法解剖に関し、パンフレットの作成・配布により、その目的・手続等についての適切な説明を遺族に実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努めます。

4 支援等のための体制整備

(1) 各関係機関・団体における体制の充実に関する施策

① 女性に関する相談への対応 【こども家庭部、警察本部】

DV被害やストーカー被害等、女性に関する様々な問題について相談を受ける窓口を、男女共同参画センター、女性相談支援センター、福祉事務所、警察署等に設置し、解決に向けた助言や支援を行います。

② 母子家庭、父子家庭の就業に関する相談への対応 【こども家庭部】

福祉事務所において、母子・父子自立支援員が母子家庭等の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。また、青森県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、一般・就労・法律相談、就労支援講習会等を実施します。

③ 児童相談所における児童虐待に対する夜間・休日相談 【こども家庭部】

児童相談所において、24時間・365日、児童虐待に関する相談及び通告に対応します。

④ 親子の再統合を支援する体制の充実 【こども家庭部】

虐待を受けた子どもとその保護者の再統合を進めるため、「子ども虐待家族再統合サポートプラン」を活用するなどにより、児童相談所における支援体制の充実を図ります。

⑤ 就職や転職等に関する相談への対応 【こども家庭部】

若年者については「ジョブカフェあおもり」において、中高年齢者については「ネクストキャリアセンターあおもり」において、就職や転職等の相談に対応します。

⑥ 性暴力被害者等に対するワンストップによる支援 【こども家庭部】 <再掲：2(1)②>

あおもり性暴力被害者支援センターでは、関係機関と連携強化を図り、性暴力被害に遭われた方をワンストップで受け止め、支援活動員が相談に対応するほか、被害者のニーズに応じた支援を行います。

⑦ 犯罪被害者等支援に係る多機関ワンストップサービスの提供 【交通・地域社会部】

犯罪被害者等のニーズに応じ、複数の関係機関・団体等が持つ、利用できる全ての制度・サービスを包括して漏れなく届け、かつ、犯罪被害者等が制度・サービスを利用する際の負担軽減に資することを目的とした多機関ワンストップサービスを提供します。

⑧ 支援施策に関する総合的な相談への対応 【交通・地域社会部】

犯罪等の被害を受けて悩んでいる方、どこに相談したらよいか分からない方などのために、相談内容に応じて適切な対応部署や必要な情報をお知らせします。

また、市町村に対して相談体制の充実を働きかけます。

⑨ 交通事故相談への対応（交通事故相談所） 【交通・地域社会部】

交通事故被害者等の行う損害賠償の請求についての援助等を図るため、交通事故相談所に交通事故相談員を配置し、交通事故被害者等からの相談に対応します。

⑩ 消費者トラブルに係る相談への対応 【交通・地域社会部】

消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、消費者トラブルに巻き込まれた被害者への助言・あっせんを行います。

⑪ **保健所における相談業務 【健康医療福祉部】 <再掲：2(1)③>**

保健所において身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行います。

相談者が、保健所に電話をしたり、来所したりした場合に相談に乗ることはもちろんですが、相談内容や相談者の状況に応じて、必要な場合には、保健師が自宅に訪問をして相談に乗ることもできます。

また、特に大規模な災害や事件等におけるPTSD等の精神的な課題に関しては、初期の対応のみならず、中長期的な支援も行っており、医療機関や市町村と協力しながら継続的に、相談に乗ることができます。

また、被害者の方のみならず、被害者を支援する方の相談に応じることもできます。

⑫ **心のケアに関する相談への対応 【健康医療福祉部】 <再掲：2(1)④>**

精神保健福祉センターや保健所において、精神保健福祉に関する相談に対応したり、支援等を行ったりします。

⑬ **青森県居住支援協議会と連携した居住支援の実施 【県土整備部】**

青森県居住支援協議会と連携して、犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者に対して民間賃貸住宅の情報提供等の支援を行います。

⑭ **居住支援体制強化のための情報提供 【県土整備部】**

地域の居住支援体制強化を図るため、市町村居住支援協議会の設立を支援するほか、居住支援法人、セーフティネット住宅及び居住サポート住宅が増加するよう、県ホームページや各種セミナー等にて情報提供を行います。

⑮ **24時間子供SOSダイヤル 【教育庁】**

24時間・365日、子どものいじめ問題等に関する悩み相談に対応します。

⑯ **生徒指導相談電話 【教育庁】**

学校教育課において、平日（8:30～17:00）、子どものいじめ・不登校・問題行動など学校教育全般に関する相談に対応します。

⑰ **スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用 【教育庁】**

児童生徒の問題行動及び不登校等の対応に向けて、スクールカウンセラーを小・中学校に配置・派遣するとともに、学校等の要請に応じ、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣するなど教育相談体制の充実に努めます。

⑱ **犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進 【教育庁】**

不登校状態にある児童生徒に対して、適切な指導及び支援を行って、再登校を図ります。

⑲ **すこやかホットライン 【教育庁】**

子育て中の不安や悩みを軽減することを目的として、電話、メール等により、寄り添い型の家庭教育相談を行います。

⑳ 相談体制の充実 【警察本部】

全国統一の相談専用電話「#9110番」、「性犯罪被害110番」、少年相談に関する相談窓口等個別の相談窓口の設置、性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置、交通事故被害者からの行政処分結果等の問い合わせに対する適切な相談受理等の相談体制の充実を図ります。

また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団や匿名・流動型犯罪グループが関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進します。

㉑ 性犯罪被害者等からの相談への対応 【警察本部】 <再掲：2(2)③>

性犯罪被害相談については、相談者が希望する性別の職員が対応するなど、適切な運用を推進します。

㉒ 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上 【警察本部】

「性犯罪被害110番」等の相談窓口や同110番を含めた都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」に関する広報により、性犯罪被害者が情報を入手する際の利便性の拡大に努めます。

㉓ 「指定被害者支援要員制度」の活用 【警察本部】

専門的な犯罪被害者等支援が必要とされる事案が発生したときに、あらかじめ指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、相談対応、情報提供等を行うほか関係機関の紹介、引継ぎなどの支援活動を行います。

㉔ 被害少年が相談しやすい環境の整備 【警察本部】

被害少年からの相談について、被害少年の特性に配慮した相談対応を行うとともに、「少年サポートセンター」への電話相談や「少年サポートメール」の利用促進を図ります。

㉕ 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進 【警察本部】 <再掲：2(1)⑦>

被害少年に対して、少年補導職員等によるカウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援を実施します。

㉖ 司法解剖等に関する遺族への適切な説明等 【警察本部】 <再掲：3(1)④>

検視及び司法解剖に関し、パンフレットの作成・配布により、その目的・手続等についての適切な説明を遺族に実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努めます。

(2) 関係機関・団体の連携及び支援等の情報提供に関する施策

① 労働相談への対応 【こども家庭部】

労使関係の諸問題の解決に向けて、相談窓口の紹介や取り次ぎを行います。

② 支援施策に関する総合的な相談への対応 【交通・地域社会部】 <再掲：4(1)⑧>

犯罪等の被害を受けて悩んでいる方、どこに相談したらよいか分からない方などのために、相談内容に応じて適切な対応部署や必要な情報をお知らせします。

また、市町村に対して相談体制の充実を働きかけます。

③ 犯罪被害者等の支援に関するホームページによる情報提供 【交通・地域社会部】

県のホームページに「犯罪被害者等の支援に関するページ」を作成し、知事部局、警察本部、教育庁、その他関係機関の相談窓口の情報提供を行います。

④ 居住支援法人の活動等に関する情報提供 【県土整備部】

県ホームページや青森県居住支援協議会ホームページで県内居住支援法人の活動等に関する情報提供を行います。

⑤ 刑事手続や損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実 【警察本部】 <再掲：1(1)②>

犯罪被害者等が必要とする情報が得られるよう、刑事手続や損害賠償請求制度のほか、犯罪被害者等支援に関する各種制度、相談窓口等の情報が記載された冊子を犯罪被害者等の方々に提供します。

⑥ 捜査に関する適切な情報提供等 【警察本部】 <再掲：3(1)②>

捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努めるとともに、犯罪被害者等の状況やニーズに応じて公益社団法人あおもり被害者支援センターをはじめとする関係機関・団体との連携を図ります。

⑦ 関係機関・団体と連携した支援活動 【警察本部】

青森県被害者支援連絡協議会及び被害者支援地区ネットワークの活用により、犯罪被害者等支援に係る機関・団体との連携を強化するとともに、それらの機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等についての情報提供を犯罪被害者等に対して行うよう努めます。

(3) 民間の団体による活動への援助に関する施策

① 民間の団体に対する支援の充実 【こども家庭部、交通・地域社会部、警察本部】

犯罪被害者の援助を行う民間の団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに、同民間の団体の行う研修に関する講師の手配・派遣等の支援を行います。

② 犯罪被害者等早期援助団体との連携・協力等 【警察本部】

青森県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定されている「公益社団法人あおもり被害者支援センター」との連携を図り、きめ細やかな被害者支援の実施に努めるとともに、同法人の運営及び活動に協力します。

(4) 人材育成及び調査研究に関する施策

① 虐待を受けた子どもの保護等に携わる職員に対する研修の充実 【こども家庭部】

虐待を受けた子どもが専門的な知識に基づいた適切な保護及び自立支援を受けられるように、支援に携わる職員の資質向上を図ります。

② 女性相談支援センター等の職員への研修の実施 【こども家庭部】

配偶者からの暴力を受けた女性が専門的な知識に基づいた適切な保護及び自立支援を受けられるように、支援に携わる職員等の資質向上を図ります。

③ 支援に携わる職員に対する研修の実施 【交通・地域社会部】

県や市町村、警察署、公益社団法人あおもり被害者支援センター等の職員を対象に研修会を実施し、関係機関が相互に連携・協力するためのネットワーク体制の構築を図ります。

④ 市町村等の高齢者虐待対応職員に対する研修の実施 【健康医療福祉部】

高齢者虐待対応に従事する市町村等の担当者に対し、高齢者虐待に関する研修を実施することにより、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を推進します。

- ⑤ **高齢者虐待防止・支援マニュアルによる市町村への支援** 【健康医療福祉部】
市町村へ配布した改訂版マニュアルの活用により、市町村等がより高齢者虐待に迅速・適切な対応が図れるよう支援します。
- ⑥ **思春期精神保健の専門家の養成** 【健康医療福祉部】
児童・思春期の相談援助を担当している保健・医療・司法・教育関係者を対象に、精神保健福祉センターが専門研修を実施し、スキルアップを図ります。
- ⑦ **警察職員に対する研修の充実** 【警察本部】 <再掲：2(2)②>
犯罪被害者等支援に従事する職員に対し、様々な機会を活用して犯罪被害者等支援の意義や対応、関係機関との連携等についての研修を実施します。
- ⑧ **民間被害者支援団体における職員の育成支援** 【警察本部】
公益社団法人あおもり被害者支援センターにおける研修に対して講師派遣等の協力を行い、職員の育成を支援します。
- ⑨ **犯罪被害者等支援に携わる警察職員への心理的影響に対する配慮** 【警察本部】
犯罪被害者等支援に携わる警察職員に対して、ストレスに関する研修を行うなどの心理的影響に対する配慮を行います。

5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保

(1) 学校をはじめとする教育活動の促進に関する施策

① 県民のいじめ防止の意識啓発 【教育庁】

「いじめ防止ポスター」を作成し、県内すべての学校及び関係機関、駅構内等に掲示することで、子どもの人権に関わる理解と認識を深め、いじめ防止に向けた県民意識の高揚を図ります。

② 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進 【教育庁】

小・中学生に対する心のノートの配付を通じて、かけがえのない生命について考えさせるなど、児童生徒の道徳性を育みます。

③ 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進 【教育庁】

各学校で普段から基本的人権に配慮した指導をより一層行うよう学校訪問や生徒指導関係の会議で指導・助言に努めます。

④ 学校における犯罪抑止教育の充実 【教育庁】

情報モラル教室や薬物乱用防止教室等で、警察等の関係機関と連携し、犯罪抑止教育の充実を図ります。

⑤ 子どもへの暴力防止のための取組 【教育庁】

児童生徒の規範意識を育むための指導を継続して行うとともに、児童虐待防止における学校の役割として、関係機関と連携しながら、「未然防止・早期発見・早期対応」に心がけた取組を図ります。

⑥ 「命の大切さを学ぶ教室」の開催等 【警察本部】

教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生・大学生を対象に、犯罪被害者遺族等が講演を行う「命の大切さを学ぶ教室」を開催して犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努めるほか、広く県民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運の醸成を図ります。

(2) 県民に向けた広報啓発に関する施策

① 女性に対する暴力をなくす運動 【こども家庭部】

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、ストーカー行為等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、毎年11月12日～25日を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間として、国、地方公共団体、女性団体、その他関係機関が協力・連携し、女性に対する暴力を根絶するための意識啓発に取り組みます。

② 児童虐待防止推進月間における取組 【こども家庭部】

毎年11月の国における「児童虐待防止推進月間」に呼応し、児童虐待防止のための広報啓発活動を実施し、県民の理解を深めます。

③ 命を大切にすることを育む県民運動 【こども家庭部】

次代を担う子どもたちが、命を大切にし、他人への思いやりをもち、たくましく健やかに生きていくように育てていくため、県民運動フォーラムや県内一斉声かけ活動、他人を思いやり命を大切にすることを育む対話集会を実施するなど、県民総ぐるみで推進します。

④ 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等支援施策に関する広報の実施

【交通・地域社会部、警察本部】

犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに、街頭キャンペーン、各種講演会等の広報啓発活動を推進します。また、広報啓発用の冊子の作成、ウェブサイトでの犯罪被害者等支援施策の掲載等により、犯罪被害者等支援施策を広く社会に知らせるとともに、犯罪被害者等支援に関する県民の理解増進に努めます。

⑤ 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

【交通・地域社会部、警察本部】

様々な広報媒体を用いて交通事故統計や交通事故発生状況等のデータを公表して、県民に広く周知することにより、その実態及び事故の悲惨さに対する県民理解の増進を図ります。

⑥ 交通安全運動期間における各種広報・啓発事業の実施 【交通・地域社会部】

各季における交通安全運動期間において、各種広報・啓発事業を実施し、県民の交通安全意識の醸成に努めます。

⑦ 高齢者虐待防止等権利擁護に関する取組 【健康医療福祉部】

高齢者虐待等の発生を未然に防ぎ、権利擁護への取組を一層推進するため、市町村等の担当者に対し、権利擁護に関する研修実施という形で、市町村の取組への支援を行います。

⑧ 被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する理解の促進 【警察本部】

各種警察広報媒体や非行防止教室等を通じて、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者が置かれている状況等を広く周知し、県民の理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努めます。

⑨ 交通事故被害者等の声に対する県民の理解増進 【警察本部】

交通安全関係行事や各種交通関係講習会等において、交通事故の被害者・遺族等の訴えや交通事故の惨状を収録したビデオ放映を行うとともに、交通事故遺族講演会を開催し、被害者等の現状に対する県民理解の増進を図ります。

第4章 推進体制

1 推進体制

推進計画の推進に当たっては、犯罪被害者等の声を踏まえ、庁内において各部局が連携しながら施策を進めるとともに、市町村や関係機関と役割分担を確認し、相互に連携・協力を図りながら、施策を進める必要があります。

県では、県、県教育委員会及び県警察本部の関係課で構成される「青森県犯罪被害者等支援庁内連絡会議」を設置し、関係課が相互に連携を図りながら犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

① 青森県犯罪被害者等支援庁内連絡会議

県、県教育委員会及び県警察本部の関係課が連携強化及び情報共有等を行い、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として設置しています。

2 連携・協力

(1) 市町村

犯罪被害者等にとって最も身近な基礎自治体であり、各種保健医療・福祉制度等の実施主体である市町村の役割は重要であり、支援体制の整備のほか、各種保健医療・福祉サービスの提供等、犯罪被害者等のニーズに応じた支援が求められています。

県では、犯罪被害者等支援に携わる市町村職員を対象とした研修等を通じて、人材の育成及び資質の向上を図ります。また、県や市町村内外の関係機関等と連携・協力することにより、途切れのない支援に向けて施策を充実させるよう働きかけます。

(2) 関係機関

県内の関係機関や団体で構成される「青森県被害者支援連絡協議会」、県内各地域の「被害者支援地区ネットワーク」等と連携・協力しながら、犯罪被害者等支援に関する施策を推進します。

① 青森県被害者支援連絡協議会

行政機関及び民間団体等との相互の協力及び緊密な連携により、犯罪被害者等の置かれている状況を踏まえた犯罪被害者等支援活動を効果的に推進することを目的として設置しています。

② 被害者支援地区ネットワーク

警察署単位で地域の実情に応じて、警察署や市町村、医療関係者等の関係機関で組織するネットワークを県内 17 警察署に設置し、情報交換等による地域レベルでの連携体制を構築しています。

3 進行管理

条例第9条の規定に基づき、毎年度、取組の実施状況を取りまとめ、県のホームページで公表するとともに、進捗状況を点検し、必要に応じて取組の見直しを行います。

1 青森県犯罪被害者等支援条例（令和元年12月13日青森県条例第25号）

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策（第10条—第21条）

第3章 犯罪被害者等支援に関する施策の推進（第22条—第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して暮らすことができる社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪被害者等 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。次号において同じ。）により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 二 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、当該被害に係る配慮に欠ける他人の言動により生ずる精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の当該犯罪被害者等が受ける被害をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるよう支援するための取組をいう。
- 四 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるように行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者が相互に連携し、及び協力して行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める犯罪被害者等支援についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次被害が生ずることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援を行うよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(総合的な支援のための体制)

第8条 県は、犯罪被害者等支援に関し、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するものとする。

2 県は、犯罪被害者等支援に関し、犯罪被害者等支援のために必要な事項について情報を共有する等関係する地方公共団体との連携に努めるものとする。

(推進計画)

第9条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 犯罪被害者等支援に関する施策の方向

二 その他犯罪被害者等支援に関する施策の推進のために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

4 知事は、毎年度、推進計画の実施状況を公表しなければならない。

第2章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第10条 県は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求に関する情報の提供等)

第11条 県は、犯罪被害者等が受けた被害に係る損害賠償の請求に資するため、損害賠償の請求に関する情報の提供及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的な助成に関する情報の提供等)

第12条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減に資するため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第13条 県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第14条 県は、犯罪被害者等が更なる被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報等の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第15条 県は、その受けた被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、青森県県営住宅条例（昭和36年12月青森県条例第69号）第2条第1号に規定する県営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第16条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者に対する啓発を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供)

第 17 条 県は、犯罪被害者等が受けた被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保護又は捜査の過程における配慮等)

第 18 条 県は、犯罪被害者等の保護又は犯罪被害者等が受けた被害に係る刑事事件の捜査の過程において、名誉、生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員等の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の理解の増進等)

第 19 条 県は、県民及び事業者の犯罪被害者等支援についての理解を深め、及び二次被害を防止するため、広報活動及び教育の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第 20 条 県は、犯罪被害者等支援に係る人材の育成及び資質の向上を図るため、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等についての研修の実施等必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体の活動の促進)

第 21 条 県は、民間支援団体の活動の促進に資するため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に従事する者に対する心理に関する支援等必要な施策を講ずるものとする。

第 3 章 犯罪被害者等支援に関する施策の推進

(市町村への支援)

第 22 条 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を実施する場合には、必要な情報の提供及び助言その他の支援措置を講ずるものとする。

(意見の反映)

第 23 条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策に犯罪被害者等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第 24 条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 基本的施策（第11条—第23条）

第3章 犯罪被害者等施策推進会議（第24条—第30条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

（基本理念）

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第12条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第14条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第15条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に

係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第 16 条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第 17 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第 18 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第 19 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第 20 条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第 21 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 22 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第 23 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第 3 章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第 24 条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第 25 条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第26条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第27条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第3号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第28条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第3号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第29条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第30条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[※平成17年政令第67号により平成17年4月1日から施行]

附 則 (平成26年6月25日法律第79号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則 (平成27年9月11日法律第66号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第7条の規定 公布の日

(政令への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。